

## 「ロツコール島の領有権問題について」

牛尾裕美\*<sup>1</sup>

### “A Study on the Sovereignty over the Island of Rockall”

Hiromi USHIO

#### Abstract

It was because the promising potential for discovery of oil and gas on the continental shelf around the Island of Rockall, namely on the Rockall Plateau, came to be recognized in the middle of the 1970s that the dispute over the delimitation of the continental shelves and the 200 nautical mile fishing zones among the neighbouring countries – the U.K., Ireland, Iceland and Denmark – erupted. In this dispute the U.K. at first used the Island of Rockall as the base point from which she measured her 200 nautical mile fishing zone. In this article, with the difference of interpretation on islands or rocks in the Article 121 of the United Nations Convention on the Law of the Sea in mind, I would like to resolve the issue of the sovereignty over that Island before examining whether that Island is included in Article 121 (3).

Judging from the evidence that has been examined in this article, in particular the traditional formal annexation of that Island by the U.K. in 1955 without any protests by any countries, an annual visit to that Island by the British navy, the inclusion of that Island as part of Scotland for legal and administrative purposes by the Island of Rockall Act 1972, the statement of Ireland that she was unconcerned about the British claim to that Island itself with the absence of protest by her, we could conclude that at the time at the latest the Island of Rockall Act 1972 was enacted British sovereignty over that Island has been legally established.

#### I. はじめに

イギリス諸島の北西部、数百キロ沖合いの大西洋に浮かぶ無人島のロツコール島が脚光を浴びるに至ったのは、1970年代半ばごろに同島周辺の大陸棚において、石油及び天然ガスの炭化水素資源の賦存可能性が認識されるようになり<sup>1)</sup>、これを受けて、逸早くイギリスが、1974年に自国領と看做す同島周辺の大陸棚に対し、指定区域法を制定したのが切っ掛けである。これに続き同年、アイルランドがこれに対抗する指定区域法を、更に1985年には、デンマーク及びアイスランドが同島周辺の大陸棚に対し指定区域法を制定した<sup>2)</sup> ことにより、これら4カ国の主張する大陸棚が相当部分において重複することとなり、同島周辺の大陸棚の境界画定をめぐる当該4カ国による紛争が激化するに至った。

一方、漁業水域に関しては、1975年のアイスランドによる200海里漁業水域法の制定<sup>3)</sup>を契機として、翌年には、アイルランドが200海里漁業水域法を、またイギリスが同水域法を制定したのに対し、デンマークはフェロー諸島に200海里漁業水域宣言を行った<sup>4)</sup>。これにより、アイスランド、イギリス及びデンマークの漁業水域に若干の重複が、またイギリスとアイルランド間においてはかなりの漁業水域の重複が生じた。ここで注意すべきは、イギリスが、その漁業水域法の制定に際してロツコール島を基点として用いた点である<sup>5)</sup>。

このように、大西洋北部において、上記4カ国にほぼ囲まれた海域における大陸棚及び漁業水域という重要な資源海域の境界画定をめぐる紛争の中で、重要な地理的位置にあるのがロツコール島であると言えよう。この島の領有権をめぐることは、特に1973年以降イギリスとアイルランドの間において見解の対立が続いている。従って、本稿では、

2007年1月24日受理

\*1 海洋文明学科 (Department of Maritime Civilizations)

イギリスが、200海里漁業水域の設定に際し基点として用いるとともに、その周辺海域の大陸棚及び漁業水域乃至排他的経済水域の境界画定において重要な鍵を握るロッコール島について、その帰属をまず明らかにすることを目的とする。これにより、最終的には国連海洋法条約第121条に言う「島」にロッコール島が当たるかどうかの検証の予備的考察としたい。

## II. ロッコール島及びロッコール海台の地理学的・地質学的特徴

ロッコール島は、北大西洋においてアイスランド、フェロー諸島（デンマーク）、イギリス、アイルランドに囲まれるような形でこれら諸国の沖合い遠くに浮かぶ無人島である。同島は、北緯57度36分、西経13度41分に位置しており、その基底部分で幅80フィート、長さ100フィートを有し、高潮時におけるその高さは70フィート、その面積は、ほぼ624平方メートル（0.000241平方マイル）である。また同島は、アイスランドから402マイル、フェロー諸島（デンマーク）から322マイル、アイルランドの最近地点であるDonegal州のBloody Forelandから226マイル、イギリスのスコットランドの最近地点であるArdnamurchan Pointからおよそ289マイル、外へブリデーズ諸島（the Outer Hebrides）のWestern IslesのBarra Headから約200マイルそしてセントキルダ島（the Island of St Kilda）の西165マイルに位置する。同島には水も無く、そこは居住には適さないとされ、海からの上陸は困難であり、有人の灯台を置く場所としても不適であるとされる。また同島は、ロッコール堆（the Rockall Bank）の中で高潮時においても海面上に位置する唯一の部分となっている（尤も同島北方およそ250メートルには低潮高地であるHaselwood Rockがある<sup>6)</sup>。

また、ロッコール島周辺の海域は豊富な漁場とも言われ、同島の丁度西方に位置しており、その最大水深がおよそ100ヒロと言われるロッコール堆においては、1975年当時で、イギリス、東西両ドイツ、オランダ、スペイン及びフランスのおよそ6カ国が漁業を行っていたとされる<sup>7)</sup>。

一方、同島が載っているロッコール海台（the Rockall Plateau）における石油・ガスの有望な地質学的賦存可能性が、1972年のイギリスによるロッコール島併合措置の主要な動機であったと言われ、特にイギリスの1974年の指定区域法においてはこれら資源の有望な区域が the Hatton-Rockall Trough の北部区域とされる。イギリスは、1973年に至って、小潜水艇を用いて the British Natural Environment に代わってロッコール海台の地質探査を実施したと報じられている。またアイルランドが1974年に制定したアイルランドの北西沖合いにおける大陸棚指定区域法も上記資源の極めて有望な区域であるロッコール舟状海盆（the Rockall Trough）の広い部分を含んでいると言われ

る。またこの海台は、スコットランドのラス岬（Cape Wrath）からアイスランドに伸びている浅い sill にある一連の堆（banks）の一つと考えられており、この海台は、長さが280マイルに伸びる浅い堆で、その北端では幅が100マイルで先端が細くなるとともに、湾曲しており、水深は200ヒロ若しくはそれ未満であり、また北半分は、不規則な長方形をしており、100ヒロ若しくはそれ未満の浅さと言われる<sup>8)</sup>。

更に、このロッコール海台は、世界の一般的水準から見ても広大なものと言われ、大西洋の深海と接する大陸縁辺部の最西端部分の地形的特徴を有するとされる。この海台は、およそ25000平方キロに亘る水深2000メートル以内の比較的浅い海域で、西側のアイスランド海盆（Iceland Basin）と東側のロッコール舟状海盆とに挟み込まれた特徴を有する。またこの海台は、西側の the Hatton Bank と接する湾曲した Hatton-Rockall Basin（大体幅130キロメートル、長さ300キロメートル）だけでなくロッコール島が載っている東側のロッコール堆をも含むものである。更に東側にあるロッコール舟状海盆は、その南方の外縁が水深3000メートルにまで達しているとされる。なお、the Rockall Plateau の呼称について、この名称は、“Faroes Plateau,” “Rockall-Faroe Plateau,” “Hatton-Rockall Plateau,” とも呼ばれるとされる。特に“Hatton-Rockall Plateau”は、アイスランドが好んで用いるとされ、デンマークは、この海台を“Faroe-Rockall Microcontinent”と呼んでいると言われる。地質学者によれば、microcontinent は地質学上の概念であり、plateau は地形学上のものとされる。microcontinent は、地質学上大陸地殻（continental crust）の孤立部分を指すものとされている。1986年当時において、石油・ガスの賦存が地質学的に有望と見られていたのは、ロッコール舟状海盆と the Hatton-Rockall Basin と言われる。また、1990年の科学技術大臣（アイルランド）の発言によれば、この海台の地質調査が、Rockall 及び the Porcupine Deep 周辺においてアイルランドとドイツの合同調査として行われ、ロッコール舟状海盆及び the Hatton-Rockall Basin のいずれもが、顕著な炭化水素の兆候を表す堆積岩層を含んでいることが報告されたとのことである<sup>9)</sup>。なお、1999年のロッコール舟状海盆での調査によれば、当該海盆の深海において、長さ64キロメートル、高さ350メートルに及ぶ巨大なサンゴ堆（a huge bank of coral）が発見され、このサンゴ堆は、バイオテクノロジーに貢献するものと言われている。このサンゴ堆は、頂上の2メートル部分が生きたサンゴで覆われているが、その大部分は、サンゴの死骸から出来ており資源として有用と言われる<sup>10)</sup>。

## III. ロッコール島に対する領有権主張

ロッコール島に対し、公式上最初の上陸が行われたの

は、1810年と1862年の英国海軍によるものとされる。またアイルランド (RIA) が、1896年に遠征隊を送ったが上陸には成功しなかったと言われる<sup>11)</sup>。その後、20世紀に入って、イギリスは、1955年9月に同島に海軍遠征隊を派遣し、この遠征隊の指揮官であったコネル海軍大佐 (Captain Connell) (アイルランド人と言われる) は、ビダル (Vidal) 号により海上より同島に接近し、ヘリコプターを用いて上陸を果たした。そして、上陸後、英国国旗を据えるとともに青銅の標識板をセメントで固め、同島を正式にイギリス (the British Crown) に併合したとされる。イギリスが、この時期に併合措置をとったのは、安全保障上の理由と言われる。即ち、当時ミサイル実験基地が、South Uist に建設される予定であることが、イギリス政府により発表されており、ロッコール島が無主地 (res nullius) にとどまる場合には、そこに同国の非友好国が監視装置を建設するかもしれないとの懸念があったからとされる。いずれにしろ、この併合措置は、イギリス政府により、同島への主権を有効に確立したものと看做された<sup>12)</sup> ようであるが、この併合措置の4年後には、同島に固定されていた女王の名の下における併合の正式な文言の刻まれた真鍮の銘板も鉄製のボルト、旗及び旗竿 (青銅製) のいずれも跡形もなくなっていたと言われる。これを受けて、イギリス政府は、同島への主権の確立を確実にするべく一連の行動を取るに至ったのである。まず、同島に設置した銘板をセメントで再接合するとともに、英国海軍による同島への毎年の訪問を行い、1972年には同島に灯台 (a light beacon) を設置し、より決定的には「1972年のロッコール島法」 (the Island of Rockall Act, 1972) を制定することにより、法的及び行政的に同島をイギリスに編入した<sup>13)</sup>。同法によれば、その第1節 (section 1) において、「本法採択の日 [即ち1972年2月10日] からロッコール島 (the Island of Rockall) (同島は、1955年9月18日に国王認可 (a Royal Warrant) に従って、国王の名において正式に (formally) 占有が行われた) は、イギリスのスコットランドとして知られる地域に併合されるものとし、インヴァネス (Inverness) 州のハリス (Harris) 郡に属するものとし、スコットランド法が、それに従って適用されるものとする。」と同法制定の目的が述べられている<sup>14)</sup>。なお同法制定の背景には、ロッコール海台における炭化水素の存在があったと報じられている<sup>15)</sup>。このようなイギリスによる国家行為に基づき、同国は、ロッコール島が自国管轄権の下に入ることは「疑いを入れない」と主張し、同島に対するイギリスの主権がアイルランドと紛争になったことはなかったし、同島周辺の大陸棚に対する他の2つの権利主張国—アイスランド及びデンマーク—も同島に対するイギリスの主権を否定してこなかったとの主張を行っている。これに関連して、イギリスの議会において、同島の北東に位置する低潮高地である Hasselwood Rock が同島の領域範囲内にあり、イギリスの主権に服することが確認さ

れたと言われる<sup>16)</sup>。

一方、ロッコール島に対する領有権に関して、アイルランドが最初に正式な発言を行うのは、1973年11月1日に行われた、1972年のイギリスのロッコール島法についてのアイルランド議会での審議においてであったとされる。そこにおいて、アイルランドの外務大臣は、ロッコール島に対するイギリス政府の権利主張を承認するののかとの質問に対し、否定するとの回答を行ったが、これに続けて、アイルランド政府は、「大西洋上の無人の岩にすぎないロッコール自体に対するイギリスの権利主張には真に関心はない」が、ロッコール島の「隣接海に対し管轄権を行使しようとするイギリスのいかなる権利主張にも断固として反対する」と述べ、この見解をイギリス政府に通告したとされる。また1974年7月9日の同国議会においても、国連海洋法会議に関する質問との関連で、外務大臣は、当該海洋法会議においてアイルランドは、ロッコール島に対するイギリスの権利主張に特に異議を唱えるつもりはないが、「無人の孤島の所有から生じる海洋管轄権主張を支持するようないかなる提案にも反対する」意図を表明し、イギリス政府に本問題の通達を行ったことを確認したと言われる。1975年2月19日の同国議会においても同様の見解が政府スポークスマンにより発表された<sup>17)</sup>。このように、アイルランドは、1973年の議会において初めてロッコール島に対するイギリスの主権を否定する発言を行ったが、特に抗議等の措置も取られなかったし、同年まで同島に対し自国の主権を主張するための行為を行わなかった—例えば、1955年のイギリスによるロッコール島の併合措置に対しても抗議は行われず、1971年にイギリス議会においてロッコール島法案が審議されていた時及びその後の英国海軍による同島訪問に際しても抗議等の行為はとられなかったとされる—ことを同国政府自身が1974年の議会において承認したと言われる<sup>18)</sup>。尤も、1975年4月初めに外務省に代わってアイルランド政府情報サービスより出された「背景説明」 (“Background Information”) によれば、「アイルランド政府は、ロッコール自体に対するイギリスの権利主張に関する自国の立場を留保している…」としている<sup>19)</sup>。また1985年5月のイギリスの民間人によるロッコール島への上陸と短期滞在が行われた時に、当人はその行為に何ら政治的意図はないと述べたにも拘らず、アイルランドの議会ではその短期逗留がロッコール島の領有権問題に関係を有する可能性についての懸念が表明され、同国外務報道官は、その当時当該人による the Rock への訪問はアイルランドにとっていかなる法的効果も有することを否定したと報じられた<sup>20)</sup>。とりわけ、最近になって、特に1988年のイギリスとの大陸棚協定の署名後、当該問題に関するアイルランドの公式声明が以前より強硬なものとなってきたと言われる。アイルランド議会において、「どのアイルランド政府も the rock に対するイギリスの主張する主権を拒否してきたし、現政府も引き続きイギリスによる当該権利主張を

拒否するものである」との発言が行われたとされる<sup>21)</sup>。

なお、ロッコール島の周辺大陸棚に対する権利主張国であるアイスランドは、ロッコール島に対するイギリスの権原に関して明白な見解を表明してこなかったが、デンマークについては、同島に対するイギリスの主権を承認していると考えられている<sup>22)</sup>。

#### IV. おわりに

ロッコール島の領有権に関しては、その周辺海域における漁業及び海底資源に大きな利害関係を有する上記のイギリス、アイルランド、デンマーク、アイスランドが最も領有主張を行う可能性を有する関係国と考えられるが、目下のところ、これまで見てきたように同島に対する領有権主張が国家間において明示的に行われているのは、イギリスとアイルランドのみであると言える。

同島の領有をめぐるイギリスとアイルランドの主張を見る限り、本領有権問題は、国際法上の先占による領域取得の場合に当たると言えよう。国際法上先占に基づく領域取得には、対象となる土地がいずれの国家にも属しない無主地 (res nullius) であり、その無主地に対し先占を行おうとする国家が領有の意思を表示するとともに、当該国家がその土地に対し実効的占有を行うことが必要である。上述のロッコール島に関する記述を見るかぎり、同島は、その大きさ、近隣の陸地からの距離、その利用法等を考慮すると、絶海の無人島とも呼べる島乃至岩山であり、ようやく19世紀になって記録上最初の上陸が行われたほどのものである。従って、少なくとも20世紀も半ばの1955年に英国海軍により上陸が行なわれ、国旗及び国王による正式な併合を記す文言の書かれた銘板を固定することにより占有意思を表すまでは無主の地であったと考えられる。イギリスによるこの国旗及び女王の名の下における併合の正式な文言の銘板の設置は、当時いずれの国家—アイルランドも含めて—による抗議も受けなかったことから無主地に対する有効な領有意思の表明と看做せよう。そこでイギリスが、土地に対する領有権が確立する最も重要な要件である実効的占有を行ったかどうか次に問題となる。田畑教授によれば、実効的占有とは、その土地に国家権力を事実上行使することであり、その内容についてはその「土地の状況(地理的条件や人口密度)」により決まり、「たとえば、定住の困難な土地の場合には、定期的に巡視するとか、必要な場合随時国家機関を派遣するなどのかたちでも十分である」とされる<sup>23)</sup>。この点に関して、イギリスは、先の象徴的併合の4年後に当該措置の証拠物が消失したのを受けて、当該証拠物の再設置、国家機関である英国海軍による毎年の訪問、1972年には「1972年のロッコール島法」の制定を行っている。特にこのロッコール島法は、同島をスコットランドに併合するとのイギリス国家による法的・行政的行為である。同島に対するイギリスによるこの正式な法的・行

政的併合措置とともに毎年の英国海軍による同島への訪問は、「東部グリーンランド事件」において常設国際司法裁判所が判決で示したように国家による実効的占有の程度として「とくに人口が希薄で人が定住していない地域については、他国が優越的主張を立証しない限り、主権的権利の行使はごくわずかなものであってよい。」<sup>24)</sup>との実効的占有の要件にも合致していると言えよう。イギリスによるこのような同島の正式な併合措置に対して、アイルランド政府(外務大臣)は、1973年の議会において、この併合措置に対して一応の不承認を行いはするが、その後の発言では同島自体へのイギリスの権利主張への無関心の表明、更には翌年の議会での同国外務大臣による同島へのイギリスの権利主張に特に異議を唱えるつもりはないとの発言、従ってイギリスによる同島の上記の正式な併合措置に対し何ら外交的抗議も行っていない点に鑑みれば、遅くともこの1972年のロッコール島法の制定をもって、イギリスによる同島の領有権は確立したものと看做してよいであろう。アイルランドは、1975年に同島に対するイギリスの権利に関し自国の立場を留保すると発表し、また1988年のイギリスとの大陸棚協定の締結以降、同島に対するイギリスの主権を拒否するとの公式発言を行ってきてはいるが、イギリスの同島に対する主権を否定する法的根拠及び自国による領有権主張のそれはまったく示されてはいない。アイルランドの国際法学者でもある Clive R. Symmons 教授もロッコール島に対する権原に関して、「アイルランドは、現在と同様その当時(1970年代)において、特に1955年のイギリスによる the Rock の併合時にアイルランド自身も認めた自国の抗議の欠如の故に、the Rock に対するイギリスの権原を黙認していたことは、国際法の観点から明らかかなように思われる。」と述べている<sup>25)</sup>。

このように見てくると、アイルランドが、特に1988年以降ロッコール島のイギリスによる領有権に強硬に反対表明を行い始めたとは言え、その法的根拠は薄いように思われる。蓋し、アイルランドによるこれらの行動は、同島周辺の漁業水域—イギリスは200海里の漁業水域の基点として当時ロッコール島を用いていた—の境界画定が未解決である—つまりイギリスとアイルランドの大陸棚協定では扱われなかった—ことへのイギリスに対する強い牽制的意味が一因と考えられる<sup>26)</sup>。

#### 註

- 1) C. R. Symmons, "The Rockall Dispute Deepens: An Analysis of Recent Danish and Icelandic Actions," (hereafter "Deepens") *International and Comparative Law Quarterly*, Vol.35, April 1986, Part 2, pp.344-345.
- 2) *Op. cit.*, p.352, p.365.
- 3) *Op. cit.*, p.356.
- 4) *Op. cit.*, p.353, p.348.

- 5) *Op. cit.*, p.348.
- 6) E. D. Brown, "Rockall and the limits of national jurisdiction of the UK," *Marine Policy*, October 1978, Part1, p.289; C.R.Symmons, "Legal Aspects of the Anglo-Irish Dispute over Rockall," (hereafter "Legal Aspects") *Northern Ireland Legal Quarterly*, Vol.26, No.2, Summer, 1975, p.65, p.69.
- 7) C. R. Symmons, "Legal Aspects," p.73.
- 8) C. R. Symmons, "Legal Aspects," pp.74-75.
- 9) C. R. Symmons, "Deepens," p.345.
- 10) Clive R. Symmons, *Ireland and the Law of the Sea*, 2<sup>nd</sup> edition, Round Hall Sweet & Maxwell Dublin 2000, p.192.
- 11) *Op. cit.*, p.217.
- 12) C. R. Symmons, "Legal Aspects," p.65.
- 13) Clive R. Symmons, *Ireland and the Law of the Sea*, 2<sup>nd</sup> edition, Round Hall Sweet & Maxwell Dublin 2000, pp.218-221.
- 14) C. R. Symmons, "Legal Aspects," p.65.
- 15) Clive R. Symmons, *Ireland and the Law of the Sea*, 2<sup>nd</sup> edition, Round Hall Sweet & Maxwell Dublin 2000, p.223.
- 16) *Op. cit.*, p.221.
- 17) C. R. Symmons, "Legal Aspects," p.66.
- 18) Clive R. Symmons, *Ireland and the Law of the Sea*, 2<sup>nd</sup> edition, Round Hall Sweet & Maxwell Dublin 2000, pp. 222-223.
- 19) C. R. Symmons, "Legal Aspects," p.69. なお、1976年には、アイルランドの民間人が海上よりロッキール島に上陸を果たしたと言われる。Clive R. Symmons, *Ireland and the Law of the Sea*, 2<sup>nd</sup> edition, Round Hall Sweet & Maxwell Dublin, p.221.
- 20) Clive R. Symmons, *Ireland and the Law of the Sea*, 2<sup>nd</sup> edition, Round Hall Sweet & Maxwell Dublin, p. 221.
- 21) *Op. cit.*, p.224. なおイギリスとの大陸棚協定-「1988年のイギリス/アイルランド大陸棚境界画定協定」(the 1988 U.K./Irish Continental Shelf Delimitation Agreement)-ではロッキール島の領有権については触れられていなかったと言われる。
- 22) *Op. cit.*, p.225.
- 23) 田畑茂二郎『国際法新講上』東信堂1994年 192頁。
- 24) 中村 道「A 東部グリーンランド事件」田畑・竹本・松井編『判例国際法』東信堂2004年 122頁。太壽堂教授も、実効的占有の要件の解釈に関して、保護すべき住民及びその財産が存在しない「無人島においては、常時権力の存在を必要とせず、いつでもこの地に対して権力を行使しうる態勢が整っていれば足りると解すべきであろう。」との柔軟な解釈を提示されている。太壽堂 鼎『領土帰属の国際法』東信堂1998年 65-66頁。
- 25) Clive R. Symmons, *Ireland and the Law of the Sea*, 2<sup>nd</sup> edition, Round Hall Sweet & Maxwell Dublin, p. 223. シモンズ教授は、同書の中で、Brownlie教授も当時同様の見解であったと述べている。
- 26) *Op. cit.*, p.145.

#### 文献表

- E. D. Brown, (1978), "Rockall and the limits of national jurisdiction of the UK," *Marine Policy*, July 1978, Part 1, pp.181-211.
- E. D. Brown, (1978), "Rockall and the limits of national jurisdiction of the UK," *Marine Policy*, July 1978, Part 2, pp.275-303.
- C. R. Symmons, (1975), "Legal Aspects of the Anglo-Irish Dispute Over Rockall," *Northern Ireland Legal Quarterly*, Vol.26, No.2, pp.65-93.
- C. R. Symmons, (1986), "The Rockall Dispute Deepens: An Analysis of Recent Danish and Icelandic Actions," *International and Comparative Law Quarterly*, Vol.35, Part2, April 1986, pp.344-373.
- C. R. Symmons, (2000), *Ireland and the Law of the Sea*, 2<sup>nd</sup> edition Round Hall Sweet & Maxwell Dublin.
- 田畑茂二郎 (1994)『国際法新講 上』東信堂。
- 中村 道 (2004)「A 東部グリーンランド事件」田畑・竹本・松井編『判例国際法』東信堂。
- 太壽堂 鼎(1998)『領土帰属の国際法』東信堂。

## 要 旨

1970年代半ばごろにロッコール島周辺の大陸棚において、石油・天然ガス資源の賦存可能性が認識されるに至り、イギリス、アイルランド、デンマーク及びアイスランド間において、同島周辺の大陸棚更には200海里の漁業水域の境界画定をめぐる紛争が生じた。当初イギリスは、同島をその漁業水域設定に際して基点とした。本稿では、国連海洋法条約第121条に言う島と岩の解釈の争いを念頭に置きながら、その前提として、まずイギリスとアイルランド間において見解の相違のある同島の領有権について明らかにしたい。

本稿で検証したロッコール島に関する文献を見るかぎり、1955年の同島におけるイギリスの象徴的併合に対して、当時いずれの国家も抗議を行わなかったこと、国家機関である英国海軍による同島への毎年の訪問、1972年には同島をスコットランドに編入するロッコール島法の制定による正式な併合措置、特にこの併合措置に対するアイルランド政府による無関心の表明とともに何ら外交的抗議も行われなかった点に鑑みれば、遅くとも1972年のロッコール島法の制定をもって、イギリスによる同島の領有権は確立したものと看做してよいと思われる。

Rockall and the limits of national jurisdiction of the UK: Part 1

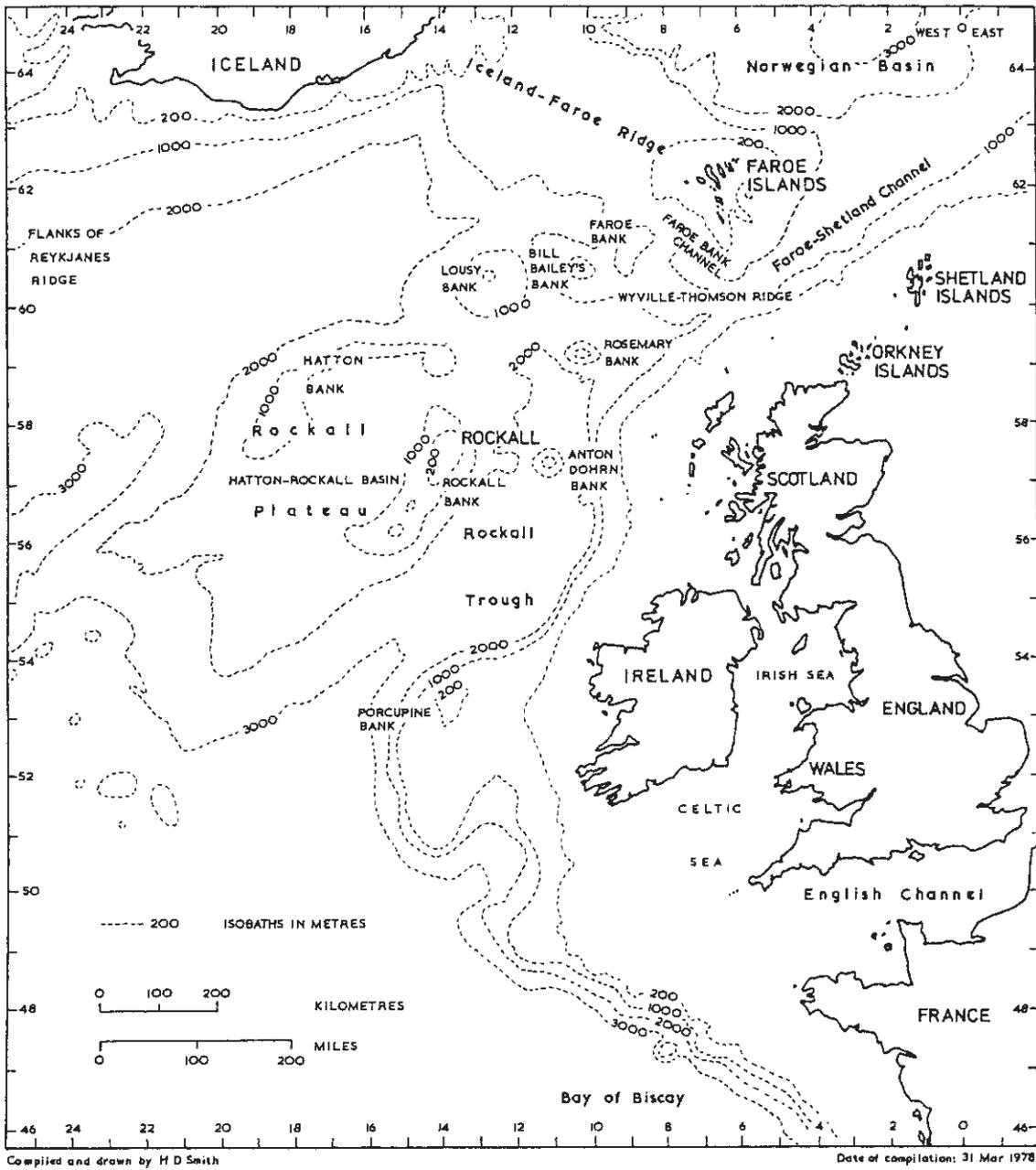


Figure 1. E. D. Brown

Rockall and the limits of national jurisdiction of the UK: Part 2

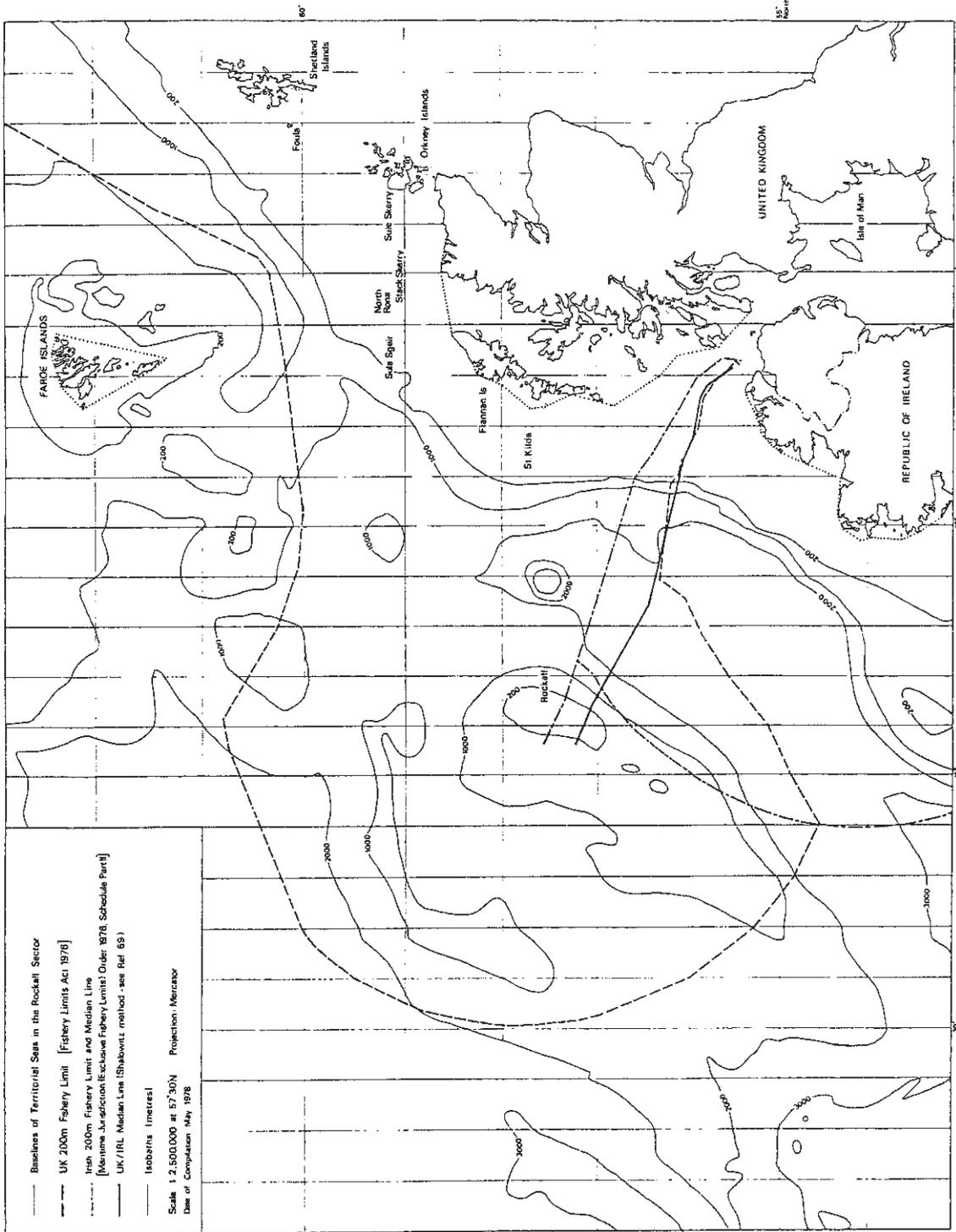


Figure 2. E. D. Brown